

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	管理部 建設部 福江空港管理事務所	2019年 3月28日	福江空港照明施設維持管理業務委託	1,242,000	長崎市川平町698番地1 株式会社 チョーエイ 代表取締役 西村 喬司	当該業務は、航空法に基づき空港の航空保安施設である航空灯火及び電気設備等を計画的、かつ適正に管理し、経年劣化等による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に管理を行い空港の機能保持と耐久性の向上を図るものである。 このため、当空港の複雑な設備を体系的に把握し、毎日の開港前点検や施設障害が発生した際などに、24時間対応できる技術職員の体制(毎日1名・定期点検2名等)を常時配置できる必要がある。当該業務において一般競争入札を実施したものの、唯一入札参加資格審査申請書を提出した(株)九電工が指名停止となったことから契約できなかった。 そのため、当該業務に対応できる業者を本庁港湾課が調査したところ、対応できるのが(株)チョーエイのみであった。空港運営を継続するためには、業務の空白期間が生じることは許されないため、4月の1ヶ月間のみ当業者と随意契約を行うこととしたい。	第167条の2第1項 第5号
2	五島振興局	管理部 総務課	2018年 7月3日	30五道維第36号 主要地方道福江空港線道路維持補修工事	1,036,800	五島市上大津町410番地3 株式会社 片山組 代表取締役 片山 雅文	台風7号の通過により、上記路線において道路に倒木等が発生し、諸車両の通行に危険が生じており、緊急に倒木等の処理を指示するものである。なお、(株)片山組が現地に精通し、緊急時対応業者として決定を受けているため、当業者を選定する。	第167条の2第1項 第5号
3	五島振興局	管理部 総務課	2018年 9月18日	30五道景第18号 一般県道椏島線道路維持管理委託(除草工)	1,811,667	五島市三尾野1丁目7番1号 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 代表理事 野口 助好	県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの活用について(お願い)」(平成29年9月8日通知)により推進しており、この方針に則ったものであり、通常の除草工事に比べて安価であるため、五島市シルバー人材センターを特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	五島振興局	管理部 総務課	2018年 12月3日	五島振興局建設部積算技術業務委託	1,637,280	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
5	五島振興局	建設部 河港課	2018年 5月22日	平成30年度五島振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	2,801,520	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島振興局	建設部 河港課	2018年 6月6日	琴石川通常砂防工事外（監督補助業務委託）	14,958,000	大村市池田2丁目131番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出され た承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その 結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告 に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や 工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報 管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要であ る。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号
7	五島振興局	建設部 管理・用地課	2019年 3月29日	漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,592,960	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」 に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な 維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井 楽、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港 施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に 行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五 島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管 理を図ることができる。	第167条の2第1項 第2号
8	五島振興局	建設部 管理・用地課	2019年 3月29日	港湾緑地（福江港、玉ノ浦港、富江港）管理運 営業務委託	5,348,710	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」 に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な 維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉 ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接し ており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効 率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同 程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ること ができる。	第167条の2第1項 第2号
9	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2019年 3月28日	福江空港消防救難活動業務委託	35,878,000	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	福江空港の消防救難活動業務については、下五島地 域広域市町村圏組合と消防協定を締結し、委託してい たが市町村合併後、同組合の業務を五島市が承継した ため。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者 は島内には五島市消防本部しかなく、契約相手方が五 島市に限られる。	第167条の2第1項 第2号
10	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月1日	牟田地区換地業務委託	4,204,800	五島市福江町1-1 牟田土地改良区 理事長 川口 規一	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は 、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者と なっているため。また、換地業務が地元の事情に精通 し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実 な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手 方は牟田土地改良区とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月1日	鏡瀬地区換地業務委託	7,575,120	五島市福江町1-1 鏡瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は鏡瀬土地改良区とする。	第167条の2第1項 第2号
12	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月1日	寺脇地区換地業務委託	16,636,800	五島市福江町1-1 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は寺脇土地改良区とする。	第167条の2第1項 第2号
13	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月11日	久賀地区換地業務委託	1,393,200	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっており、本県の場合、土地改良区が設定されていない場合に限り、市町へ1者随意契約している。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は五島市とする。	第167条の2第1項 第2号
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月28日	富江地区ため池積算参考資料作成業務委託	1,749,600	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 6月19日	久賀地区ほ場整備実施設計業務委託	18,576,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	本業務は、換地業務と連携した、ほ場の区割・道排水路の配置計画作成、最適なほ場計画標高・土量連土計画に基づく施工平面図作成、道・排水路の縦横断面図及び縦横断面図作成、工事発注が可能な、工区毎の土量計算・工事数量の集計表及び、積算参考資料作成を行うものである。 したがって、本業務に必要な精度の高い土量計算システムを保有・活用できる者であり、県と同じ積算システムの使用許諾を保有して作成資料の守秘義務が確保できる者であり、本業務と密接な関係にあり並行して実施される換地業務に精通している者は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 6月19日	寺脇地区ほ場整備実施設計業務委託	22,431,600	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	本業務は、換地業務と連携した、ほ場の区割・道排水路の配置計画作成、最適なほ場計画標高・土量運土計画に基づく施工平面図作成、道・排水路の縦横断面計画及び縦横断面図作成、工事発注が可能な、工区毎の土量計算・工事数量の集計表及び、積算参考資料作成を行うものである。 したがって、本業務に必要な精度の高い土量計算システムを保有・活用できる者であり、県と同じ積算システムの使用許諾を保有して作成資料の守秘義務が確保できる者であり、本業務と密接な関係にあり並行して実施される換地業務に精通している者は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 12月26日	岐宿地区長寿命化対策積算参考資料作成業務委託	1,782,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	本県の積算は、農業農村整備情報総合センターの「農業農村整備標準積算システム」に県独自の機能を付加したうえで土地改良団体連合会と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。さらに、土地改良団体連合会は使用許諾契約に基づく守秘義務を有している。	第167条の2第1項 第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 12月26日	福江地区長寿命化対策積算参考資料作成業務委託	1,080,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	本県の積算は、農業農村整備情報総合センターの「農業農村整備標準積算システム」に県独自の機能を付加したうえで土地改良団体連合会と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。さらに、土地改良団体連合会は使用許諾契約に基づく守秘義務を有している。	第167条の2第1項 第2号
19	五島振興局	農林水産部 林務課	2018年 6月21日	平成30年度南部憩坂線森林管理道開設工事立木等補償業務(寺脇工区)	600,908	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	・当業務は、「林道事業に関する損失補償事務取扱」平成6年1月6日付 5林第663号に基づき委託契約を行うものである。 ・事務取扱 2 県営林道の補償事務において(1) 県は、立木補償業務を市町に委託すると定めている。	第167条の2第1項 第2号
20	五島振興局	農林水産部 林務課	2018年 6月22日	平成30年度南部憩坂線森林管理道開設工事立木等補償業務(憩坂工区)	2,644,878	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	・当業務は、「林道事業に関する損失補償事務取扱」平成6年1月6日付 5林第663号に基づき委託契約を行うものである。 ・事務取扱 2 県営林道の補償事務において(1) 県は、立木補償業務を市町に委託すると定めている。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	五島振興局	保健部 衛生環境課	2019年 3月25日	平成31年度犬捕獲抑留等業務委託	2,310,800	非公開	<p>平成25年度から平成28年度の契約について一般競争入札を行ったが、1者応札が続いている。平成28年度には、入札参加資格を「犬の捕獲業務に携わった経験年数が1年以上の熟練した作業員がいる者」のみとしたが、1者応札となった。</p> <p>当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。</p> <p>当人（契約の相手方）は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知しており、経験豊富で技術性も高い。また、当業務は、地域住民とのトラブルも少なくないが、対人への対応力もあり、最も信頼できる者である。</p> <p>当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託することになっていること、また、上記のような特殊性・困難性から、競争入札による契約は、委託目的が十分に達成されない恐れがあるため適しないと判断した。</p>	第167条の2第1項 第2号
22	五島振興局	上五島支所 建設課	2018年 11月12日	上五島支所建設部管内道路維持管理業務委託	47,510,280	南松浦郡新上五島町有川郷9 20番地 上五島地区地域維持型建設共 同企業体 代表者 株式会社 江口組 代表取締役 江口 義也	<p>本業務は、上五島支所建設部管内の県管理道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路（付属施設も含む）及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜、適切な措置を講ずると共に、道路管理上必要な情報及び資料を収集し、効率的・効果的な道路施設の維持管理や自然災害体制を確保することを目的として、道路維持管理業務を行うものである。</p> <p>道路維持管理業務は、経験や技術力を求められる工種が多く、業務の包括性、対象地域の広域性を考慮し、本業務では業務への精通度や実施体制などの技術提案を重視したため、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>以上のことから、業務の性質又は目的が競争入札に不適しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課 道路班	2018年 7月23日	主要地方道有川新魚目線道路維持工事(切取防護柵工)	5,400,000	南松浦郡新上五島町小串郷1 020 株式会社浜田組 代表取締役 浜田 哲男	平成30年6月29日からの集中豪雨(連続雨量2 46mm[6/29午前0:00~6/29午後1: 00])により、主要地方道有川新魚目線の南松浦郡 新上五島町曾根郷白草地区で午前7時25分ごろ道路 の法面が崩壊し、当現場が全面通行止めとなった。 当現場付近は、曾根教会や島内唯一のリゾートホテルへの観光アクセス道路であり、かつ、バス路線とな っているため早期復旧が必要であることから「大規模 災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協 定書」第3条の規定に基づき、(社)長崎県建設業協 会五島支部に対して緊急作業出動の要請を行い、協会 員である下記者者に土砂の撤去作業と切取防護柵設置 を依頼し早期の交通解放を行いたい。 以上から、建設業協会五島支部から緊急作業が可能 な業者として指定を受けた下記者者と地方自治法施行 令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約 を実施するものである。	第167条の2第1項 第5号
24	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	2018年 6月25日	上五島支所建設部管内土砂災害警戒区域等設定 確認業務委託	2,258,280	大村市池田二丁目1131番 3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、 最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私 権の制限等を行使する基礎となるため、統一性・信頼 性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり 、請負者から資金面、人面で直接影響を受けない委 託先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センター を、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
25	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課 道路班	2018年 5月28日	主要地方道若松白魚線橋梁補修工事(監督補助 業務委託その4)	9,720,000	大村市池田二丁目1131番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出され た承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その 結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に 虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工 事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管 理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である 。 このため、建設業者よりも資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。